

# 現代日本における‘Disaster Education’概念拡張の 可能性の考察

—海外との比較を中心に—

## A Study on the Possibility of Expanding the Concept of “Disaster Education” in Contemporary Japan: A Comparison to “Disaster Education” in Other Countries

村上純一\*・宮田浩二\*\*  
Junichi MURAKAMI, Koji MIYATA

**要旨：**日本は世界でも有数の災害大国であり、日本に暮らすということは、災害と隣り合わせの生活を強いられることと言っても過言ではない。そうした状況もあり、日本の学校教育では「防災教育」が盛んに行われている。

この「防災教育」は英語訳すると‘Disaster Education’となるが、諸外国で‘Disaster Education’として取り組まれている教育と比べると、日本の「防災教育」は対象が限られているといえる。このことを踏まえ、本稿では‘Disaster Education’を参照して日本の「防災教育」の概念を広げることの可能性を考察した。

具体的には、日本の「防災教育」は地震や津波などの自然災害から生命を守るための教育に半ば特化しているのに対し、海外の‘Disaster Education’では災害発生リスクを継続的に上昇させる地球環境問題や災害発生時に被害拡大の温床となる社会的不平等も視野に収められているという差異を明らかにした。

**キーワード：**防災教育, Disaster Education, 自然災害, 気候変動, SDGs

### I はじめに

言うまでもなく、日本は世界でも有数の「災害大国」である。火山の噴火で流出した溶岩流が形作った地形は全国のそこかしこで見られ、過去に大地震を引き起こした断層を保存した資料館も各地に建てられている。9月1日が「防災の日」と定められているのも、今を遡ること100年弱前の1923年9月1日に関東大震災が発生したことに由来している。日本で自然災害と無縁な

---

\* むらかみ じゅんいち 文教大学人間科学部

\*\* みやた こうじ 文教大学人間科学部

生活を送ることは、「不可能」と言ってしまうても強ち間違いではないであろう。

そして、ただでさえ災害の危険と隣り合わせの生活を強いられる日本であるが、近年ではその発生頻度も以前より遥かに高まっているといえる。2011年3月11日の東日本大震災は言うに及ばず、その後も、2016年4月の2回の熊本地震、2018年9月の北海道胆振東部地震と、最大震度7を記録する地震が頻発している。また、2014年9月に発生した御嶽山の噴火では死者が60名を超える惨事となり、その後も各地で火山の噴火が頻発している。また火山関連でいえば、本稿執筆時（2021年11月）には硫黄島南方の福徳岡ノ場で発生した海底火山の噴火によって噴出した軽石が太平洋沿岸各地に漂着し、漁業や水運に大きな影響を及ぼしていることも連日報じられているところである。さらに、2015年の鬼怒川の氾濫や2017年の九州北部豪雨、2018年の西日本豪雨、九州南部を中心に甚大な被害が生じた2020年7月豪雨など、大規模な水害はもはや毎夏必ず発生する状況が続いており、故事では「天災は忘れた頃にやってくる」と言われてきたものの、昨今の日本においては、天災は「忘れる間もなくやってくる」と言う方が実態に即しているといえるくらい、次から次へと自然災害が頻発しているのが実情であろう。

このように、地域を問わず自然災害が頻発する状況に鑑みれば、災害から身を守り、災害時に自らの生命を守る術を学ぶことは日本で日常生活を送る上では必須のことともいえる。そのため、日本の学校教育においては「防災」ということが非常に重視されている。とりわけ、2011年3月の東日本大震災では多くの学校が津波の浸水被害に遭い、学校に避難してきた地域住民も犠牲になったり、学校が取った避難行動の妥当性をめぐる訴訟が起こされたりしていることもあり、東日本大震災発生以降は学校だけではなく地域とも連携・協働しての避難訓練や防災教育が盛んに行われるようになってきている。日本の教育現場において、「防災」は欠かせないコンテンツの1つと言ってよいものであろう。

しかし、発生し得る自然災害は頻度のみならずその種類においても非常に多様であるがゆえに、日本で今日行われている「防災教育」は諸外国のそれと比べると「狭く深い」ものになっているのは否めないところである。「防災教育」は英語訳では一般的に‘Disaster Education’が充てられるが、海外で‘Disaster Education’として行われている教育に比べると、日本の防災教育において扱われる対象は限られがちになっているといえる。もちろん、時間が有限である以上、「広く深い」教育を学校という場で行おうとしても限界があるのは事実ではあるが、諸外国では‘Disaster Education’の中に組み込まれている事項で、日本の教育においては「防災教育」から切り離されているものがあるのもまた事実であり、それらを日本の教育においても「防災教育」に結びつける可能性は追求されてよいものと考えられる。

こうした問題関心に基づき、本稿では海外での‘Disaster Education’のテキストを参照しながら、日本においても現在の「防災教育」を‘Disaster Education’の議論に基づいて拡大・拡張する可能性を試論的に考えてみたい。以下、まず日本の学校教育における「防災教育」の内容を確認したのち、海外における‘Disaster Education’のテキストの内容を参照し、そこから日本においても「防災教育」のコンテンツを現在より広げていく可能性を探ることにしたい。

## II 現在の日本における「防災教育」

### (1) 学習指導要領の記述から

まずは日本の学校で現在行われている「防災教育」について、その内容を学習指導要領の記載

から確認することとする。現在、文部科学省ホームページに「文部科学省×学校安全」というサイトが特設されており<sup>(1)</sup>、その中に「安全教育と学習指導要領」というコンテンツが作成されている。そこに現行学習指導要領で「防災を含む安全に関する教育」が扱われている箇所が抜粋されているため、これを参照する。

まず、幼稚園教育要領においては、幼稚園教育の内容の1つに「危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する」ことが挙げられており、指導にあたっての留意点としては、「避難訓練などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること」が挙げられている。

次に、小学校では、理科、社会科、特別活動で「災害」のことが記載されている。理科では降雨や流水、天気、火山、地震を扱う際に自然災害についても触れること、天気や川、土地などの指導を通じて災害に関する基礎的な理解を図ることが記されている。社会科では、第3学年で消防署や警察署との関連で火災と事故に必ず触れること、第4学年で地域の関係機関や人々が自然災害に対してこれまで様々に対処し、今後想定される災害に対しても様々な備えをしていること、第5学年で自然災害に対する知識や技能を幅広く身に付けること、第6学年では自然災害からの復旧や復興も学習内容の選択肢に含まれることが記されている。特に、第4学年、第5学年では「地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害など」と、具体的な自然災害の例にも言及されている。そして、特別活動では、学級活動が「事件や事故、災害から身を守り安全に行動すること」に資すること、学校行事のうち健康安全・体育的行事が「事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得」に資することが述べられている。

中学校では、理科、社会科、保健体育科と特別活動で「災害」のことが記載されている。理科では、火山活動や地震のメカニズムと関連づけて火山災害、地震災害に触れること、地域の自然災害について調べ学習を行うことが記されている。社会科では、地域調査で注目する事象の選択肢の1つとして「防災」が考えられること、日本の自然災害や防災への取り組みに関する知識及び技能を身に付けることが記されている。保健体育科では保健分野において、災害による傷害とその防止について学ぶことが記されている。特別活動で記載されている内容は小学校学習指導要領における記述と同内容である。

高等学校では、地理歴史科の新設科目である「地理総合」で、特に詳しく防災に関する内容を扱うこととされている。日本のみならず世界の自然災害やそれへの備え、ハザードマップの読み取りなどが身に付けるべき知識及び技能として挙げられ、自然災害への備えや対応などを多面的・多角的に考察し表現できるようになることが求められている。その他には、理科の「科学と人間生活」における自然景観と自然災害に関する観察、実験、「地学基礎」や「地学」における火山活動や地震に関する内容が挙げられる。また特別活動では小中学校と同様の内容が記されている。

この他、特別支援学校学習指導要領においても、小中高に対応する内容が記載されている。

現行の学習指導要領における「防災」に関する内容としてはこのようなものが挙げられる。気象や地震、火山活動に起因する災害に関することが重視されていることが分かる。

## (2) 「防災教育」に関する文献から

前項では主として小中高における防災教育の扱いを学習指導要領の記載から確認したが、そうした防災教育の実践を担う教員が防災に関する知識を有していなければ効果的な防災教育は行えないであろう。特に、2017年の教育職員免許法施行規則の改正により、教職課程の「教育の基

礎的理解に関する科目」における「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」を扱う科目において必ず盛り込む事項の1つに「学校安全」も明記されたことから、教職課程において防災教育の内容を扱う必要性は飛躍的に高まっている。この点も踏まえ、次に教職課程のテキスト等として使用されることを想定した防災教育の文献をいくつか取り上げ、その内容をみていきたい。

たとえば、立田編（2013）では「備え」の重要性や日本の自然災害について述べられたのち、小中高の各段階における自然災害対策としての防災教育の授業実践や災害対応での地域との連携の事例紹介、災害に対する教員の意識調査の結果や災害発生時のメンタルケア等が記されている。また、柴山・戟（2015）では、地震、津波、土砂災害、火山、台風・竜巻、水害のそれぞれについて、過去の大災害やその伝承施設、災害発生メカニズムが扱われている。岩田・山脇編（2013）においても、教材に活用できる形で過去に発生した災害が事例としてまとめられている。災害の具体的な内容としては水害、台風・高潮、地震、津波、火山噴火、雪害、落雷、早魃が取り上げられており、台風・高潮では海外のハリケーン被害に関する記述も盛り込まれている。

このように、書名に「防災教育」を冠した文献をみても、そこで取り上げられる「災害」は発生すると短時間に甚大な被害につながる自然災害に半ば特化していることが指摘できる。

### Ⅲ 海外の 'Disaster Education'

ここまでみてきた日本の「防災教育」に対し、これに当たる海外での教育実践ではどのような内容が扱われているのかを次にみていくことにしたい。具体的には、防災教育の英語訳にあたる 'Disaster Education' をタイトルに冠しており、最新の動向をみることのできる文献として Duffy (2020) に着目し、海外における 'Disaster Education' の内容を述べていきたい<sup>(2)</sup>。

この Duffy (2020) では、'Disaster' を「自力では対処しきれず、それが起きた場合、そこからの復興には外的な支援が必要となるような危機」であると定義する一方、それが実際の被害として現れる要因には社会の脆弱性や不平等といった問題点も伏在しており、'Disaster' の起点には社会のありふれた日常があるという見方にも触れて、'Disaster' という概念が「社会的に構築されたもの」でもあるという点も指摘している (p. 4)。

その上で、同書は 'Disaster Education' について、その内容は 'Disaster' が発生する前のこと、発生しているまさにそのさ中のこと、発生した後のことのいずれをも含むとして、知識としての 'Disaster' と、人々の眼前に現れる 'Disaster' に向き合い対処する方法、その双方を学ぶものであるとしている。さらに、こうした 'Disaster education' への認識が人々の間で広まってきている背景には、政府や公共のインフラ設備だけでは市井の人々や地域社会を全ての危機から守りきることができず、そうした危機が発生したときの自らの安全を守るためにも、また発生後に立ち上がり復旧・復興に向かうためにも、自力でそれを成すだけの術を学ぶことの必要性が認識されてきていることがあると述べている (pp.9-10)。

では、'Disaster Education' で学ぶ具体的な内容として、同書では何が挙げられているのか。同書では第8章が 'Disaster Education' の *content* すなわち具体的な項目について扱っている章となっているが、そこでは自然災害のみならず、災害に対する「レジリエンス」、気候変動、持続可能性のあわせて4つが大きな枠組みとして挙げられている。「レジリエンス」は日本語では「復元力」や「回復力」などと訳され、近年注目度を高めている概念であるが、同書では社会的脆弱性を弱めることや社会関係資本の形成を通じて災害に対する「レジリエンス」の向上を図ること

の重要性が述べられている。また「気候変動」では、地球規模での気温上昇が地球上のある地域における洪水や海面上昇の潜在的な要因になっていることを強調し、‘Disaster Education’の中心課題の1つとしてこれを位置づけている。さらに、「持続可能性」では、地震や火山活動、津波といった、気候変動とは異なる自然災害リスクや災害発生時に被害を拡大させる要因となり得る社会的不平等等にも言及した上で、近年の動向として‘Disaster Education’の文脈の中で「SDGs」を捉えることの重要性をも指摘している。

以上のように、海外における‘Disaster Education’においては、地震や津波、火山活動のような自然災害よりも、程度としては少しずつながらも継続的に災害リスクを上昇させ続けている気候変動や、災害発生時に被害が拡大する潜在的な要因の1つと考えられている社会構造（社会的な格差・不平等など）への視点が中心に置かれていることが分かる。

#### IV おわりに

以上、本稿では日本における「防災教育」と海外における‘Disaster Education’とを比較することで、日本の「防災教育」の視角を広げる可能性を考察するための土台を整理してきた。

現在、日本において行われている「防災教育」では、多少「復興」への言及もみられはするものの、主に災害発生メカニズムや災害が発生した「その時」にいかにか身の安全を確保するかといった点の学習に重点が置かれており、災害発生要因としても自然災害が主に扱われている。これに対し、海外の‘Disaster Education’では、災害発生時のみならずその後の復旧・復興も時系列的には視野に含まれており、災害発生要因としては長期的に災害発生リスクを上昇させる気候変動や、被害拡大の温床となり得る社会的な不平等などにも着目されているという差異を見出すことができる。

これを踏まえると、現在日本の学校教育の中で扱われており、「防災教育」とも関連づけられるトピックを多々見出すことができよう。地球環境問題も、近年注目されている「SDGs」も、現時点では「防災」とは異なる枠組みに位置づくものとして捉えられがちであるが、これらに関連づけることでより深い学びが展開できる可能性は大きいといえよう。紙幅の関係もあり、本稿ではこれ以上立ち入って考えることはできないが、海外の‘Disaster Education’の枠組みに今日の日本の教育が学べることは大きいといえる。この点を指摘しつつ、その具体的な深化の可能性については他稿に期して今後さらに深めていくことにしたい。

#### 註

(1) <https://anzenkyouiku.mext.go.jp/index.html>（最終アクセス日：2021年11月29日）

(2) 以下、この節でのページ数の記載はDuffy（2020）からの引用、参照であることを示す。

#### 参考文献

- ・ 岩田貢・山脇正資編（2013）『防災教育のすすめ—災害事例から学ぶ』古今書院
- ・ 柴山元彦・戦忠希（2015）『自然災害から人命を守るための防災教育マニュアル』創元社
- ・ 立田慶裕編（2013）『増補改訂版 教師のための防災教育ハンドブック』学文社
- ・ Neil Dufty（2020）*Disaster Education, Communication and Engagement*, WILEY Blackwell

#### 【付記】

本稿は2019／2020年度文教大学人間科学部共同研究「現代日本における‘Disaster Education’の確立に向けた萌芽的研究（1）／（2）」（研究代表者：村上純一、共同研究者：宮田浩二）による研究成果の一部です。